

令和2年1月24日

第132回 遠野市農業委員会総会議事録

第132回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和2年1月14日
告示番号 遠野市農業委員会告示第1号
会議年月日 令和2年1月24日
会議の場所 遠野市役所本庁舎 大会議室
出席委員 1番 菊池靖、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、5番 佐々木誠一、
6番 佐々木恵美子、7番 新田佐悦、9番 綱木秀治、10番 多田靖志、
11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、13番 鬼原壽一、14番 田中ナオ子、
15番 菊池清重、16番 小向幸子、17番 奥寺晴夫、18番 奥友康悦、
19番 千葉勝義
欠席委員 2番 白金英子、8番 河内克倫

会議に出席した職員 事務局長 佐々木 徹
事務局次長兼
農業振興係長 菊池 今英
農地係長 多田 由香子

本日の案件 第132回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に
ついて
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第57号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す
る可否決定について
議案第58号 遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせ
ん委員の指名について
議案第59号 農用地利用集積計画の決定について
議案第60号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について

開会時刻 午後2時

議 長	<p>ご苦勞様でございます。改めまして、あけましておめでとうでございます。今年もよろしくお祈いします。ただいまから総会を進めてまいりますけれども、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を4番、古屋敷徳夫委員に願います。</p> <p>〔「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略〕</p> <p>【会議成立宣言】</p>
議 長	<p>本日の出席委員は17名であります。定足数に達しましたので、第132回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、2番、白金英子委員、8番、河内克倫委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議 長	<p>【会長報告】</p> <p>続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について、報告いたします。遠野市農業委員会事務事業経過報告書をご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>12月27日、遠野市農業委員会仕事納めの式に出席して、職員の方に訓示してごさいます。</p> <p>1月6日、遠野市農業委員会仕事始めの式に出席し、職員に訓示をしたところごさいます。</p> <p>1月12日、令和2年遠野市消防出初式に参加してごさいます。消防団員、婦人消防協力隊員、約340名の参加ごさいます。</p> <p>1月23日、遠野市農業再生協議会臨時総会に出席してごさいます。米の生産調整等の審議をし、すべて可決してごさいます。これに関しては、各地区の説明会が5日からの予定となつてごさいます。</p> <p>以上ごさいます。</p>
議 長	<p>【事務事業経過報告】</p> <p>続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事務局 長	<p>事務事業経過報告書をご覧ください。</p> <p>12月27日、エゴマ油受け取りをしました。●●市で加工しておりましたが、農業委員、推進委員で引き継ぐことになります。</p> <p>1月7日、令和2年遠野市民新年交賀会がありました。</p> <p>1月10日、農地法等申請締切日でした。</p> <p>1月15日、農地転用等現地確認調査を実施しました。</p> <p>1月22日、令和元年度第10回遠野市農業委員会運営委員会を開催しております。</p> <p>1月24日、総会を開催しております。この後、第6回農地利用最適化推進検討会を開催します。</p> <p>1月25日以降の主な行事予定です。</p> <p>1月27日、令和元年度第2回女性農業委員・農地利用最適化推進委員検討会があります。</p> <p>1月28日、第5回農業委員会だより編集委員会議です。</p> <p>2月3日、農地あっせん委員会を開催する予定です。</p> <p>2月3日、令和元年度経営戦略セミナーが盛岡市であります。</p> <p>2月10日、農地法等申請締切日です。</p> <p>2月12日から13日まで、女性農業委員・農地利用最適化推進委員活動研修会が盛岡市で開催されます。</p> <p>2月14日、令和2年度農業機械銀行農作業標準料金に係る検討会を市内で行います。</p> <p>2月15日、令和元年度遠野市教育文化振興財団顕彰式並びに遠野市体育協会第14回栄賞表彰式があえりあ遠野で開催されます。</p> <p>2月17日、農地転用等現地確認調査です。</p> <p>2月18日から19日まで、農業委員会会長研修会及び会議が盛岡市で開催されます。</p>

	<p>2月19日、令和2年度遠野市農業労賃標準額設定に係る検討会議を開催します。</p> <p>2月20日、第11回農業委員会運営委員会を開催します。</p> <p>2月25日から3月13日まで、3月定例会があります。</p> <p>2月26日、遠野市農業委員会総会となります。25日でしたけれども、25日は森林組合の総代会が開催される予定でして、農業委員、推進委員合計8名が役員になっていきますので、農業委員会総会の日程を移しました。よって、2月26日が総会予定となりました。</p> <p>2月以降ですが、遠野市地域農業マスタープラン実質化のための話し合い活動ということで、各地区で開催される予定です。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>【報告事項】</p> <p>次に報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>1ページから3ページまでです。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分報告についてです。遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したのでその旨の報告です。備考欄の方の死亡によりまして取得者が農地を取得したという内容です。</p> <p>番号1番、市外の方が相続されまして、あっせんの希望が出ている農地であります。</p> <p>番号4番、市外の方が取得することになりますが、こちらもあっせんの希望が出ております。</p> <p>それ以外につきましては取得者が農地を耕作、管理するという内容であります。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>4ページです。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。件数は3件です。それぞれ借人、貸人の合意により何ら問題なく解約するものであります。</p> <p>番号1番、農地中間管理機構に貸し出すために解約するものです。</p> <p>番号2番、売買を予定しているということで、解約するものです。</p> <p>番号3番、関連といたしまして議案第57号5番にあります。売買のため解約するものです。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族、若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので審議には退席を願います。</p>
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第</p>

	<p>13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に5番、佐々木誠一委員、6番、佐々木恵美子委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいただきます。</p>
農 地 係 長	<p>第132回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計8件、42,636㎡。</p> <p>利用集積、今月計19件、100,061㎡。</p> <p>法第4条、申請ございませんでした。</p> <p>法第5条、今月計5件、13,098㎡。</p> <p>適用外、ございませんでした。</p> <p>法第18条第6項、今月計3件、4,630㎡。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>次に日程第2、議案第57号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいただきます。</p>
農 地 係 長	<p>7ページ、8ページです。議案第57号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、譲受人は現在市外に居住していますが、4月に実家に戻り就農するため当該農地を売買で譲り受けるものです。譲受人は畜産経営を行う予定であり草地として利用するものです。売買価格は記載のとおりです。</p> <p>番号2番、譲渡人は市外に居住し耕作できないことから譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。水稻を作付けする予定です。</p> <p>番号3番、譲渡人は労力不足により耕作できないため、これまで使用貸借により耕作していた譲受人に所有農地のすべてを譲り渡すものです。譲受人は近くで畜産経営を行っています。</p> <p>番号4番、譲受人は自己所有田と組田である当該農地を売買で譲り受けるものです。</p> <p>番号5番、譲渡人は譲受人への債権弁済として当該農地を譲り渡し代物弁済するものです。</p> <p>番号6番、譲渡人は県外に居住し耕作できないことから、これまで賃貸借で耕作していた譲受人に譲り渡すものです。</p> <p>番号7番、譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるもので、草地として利用するものです。</p> <p>番号8番、母から子への生前贈与であります。</p> <p>以上8件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>15日に事務局2名、農業委員と私、計4名で現地確認を行いました。1番、2番とも事務局の説明のとおりでありまして特に何も問題ないと確認しました。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>推進委員の昆野裕子です。1月15日、農業委員2名、推進委員2名、事務局2名の計6名で現地確認いたしました。事務局の説明どおりで、譲受人は家畜農家でこれま</p>

	<p>では貸し借りで譲渡人の農地を耕作しております、何ら問題ないことを確認いたしました。以上です。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●地区です。農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で現地を確認しました。以前から受委託していた場所ですし、組田で、譲受人が耕作していたということで問題ないと思います。</p>
議長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>●●の似田貝です。15日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。場所はは場整備事業を実施しているところで、債権ということで、借金のかたに3畝弁済するということでした。何ら問題はありませんでしたので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>15日に農業委員1名、推進委員2名、事務局2名で現地を確認しました。現地は■■■に非常に近くて農業維持できるかどうかは不確定な部分もあるのですが、当面は譲受人も担い手の方ですので問題ないと判断しました。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しました。暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。6番について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>会議を再開いたします。6番を除く7件について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第57号は原案のとおり「可」とすることに異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>

議	長	会議を再開いたします。
議	長	<p>【日程第3】</p> <p>次に日程第3、議案第58号、「遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>議案第58号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名についてです。農地の権利移動について下記のとおりあっせんの申出があったので、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第10条の規定により、あっせん委員の指名について意見を求めるものです。</p> <p>売渡しあっせん申出物件については、申出者の住所、氏名、物件の内容については、記載のとおりであります。これに関し、あっせん委員について佐々木誠一委員と佐々木恵美子委員を指名するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第58号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第4】</p> <p>続きまして日程第4、議案第59号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>10ページです。議案第59号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき遠野市長より提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は19件で、内訳は利用権設定の新規が11件、更新が7件です。</p> <p>番号1番、2番、更新です。</p> <p>番号3番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号4番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号5番から8番まで、更新です。</p> <p>番号9番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号10番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号11番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号12番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号13番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号14番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号15番、更新です。</p> <p>番号16番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号17番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号18番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号19番、更新です。</p> <p>申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本方針に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。ご審議よろしく</p>

		<p>お願いいたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第59号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第5】</p> <p>続いて日程第5、議案第60号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>14ページです。議案第60号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、追認案件であります。この案件は平成20年11月14日に農地法第5条で一時転用10年間の許可を受け、■■■■■を設置しているものです。平成30年11月に10年の期間が満了しておりましたが、手続きを失念しており、今回当事務局からの問い合わせにより期間が経過していることが判明し、永久転用するためこの申請が出されました。申請地は第1種農地で10ha以上の一団の農地の中に存する農地であります。既存集落に接続して設置されるものであり、第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから、許可できるものと判断しました。申請者から始末書が添付されており、本人に悪意がなく、10年間の許可終了前に適切に申請されていれば許可できたものであることから、許可できるものと考えます。</p> <p>番号2番、自己住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請者は現在貸家に居住しているため、当該農地を購入し自己住宅を新築しようとするものです。申請地は現在休耕地となっております。市道に設置し交通の便が良いこと、子供の学校に近いことから適地として設定したものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地で第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可できるものです。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の事前審査回答書を確認しております。資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号3番、親子間の使用貸借による■■■■■を設置するための転用です。申請地は長年休耕地となっております。土地を有効利用するため■■■■■を設置するものです。申請地は都市計画法上の用途地域内農地で、第3種農地であります。第3種農地は原則許可できるものです。被害防除につきましては境界部分にフェンスを設置する計画であり、周辺農地への被害は生じないものと思われま。事業費につきましては全額融資により実施するものであり、金融機関の融資予約証明書を確認しております。</p> <p>番号4番、5番、砂利採取を目的とした貸貸借による一時転用申請です。転用期間は2年です。申請地は農業振興地域の農用地区域内農地ですが、農業振興地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される3年以内の一時転用であり、許可できるものと判断しました。砂利採取法第16条の規定による採取計画の許可申請が岩手県に対し行われていることも確認しております。砂利採取方法は他者の所有地、●●町の6名の方の所有する山林から土を搬入し農用地として復旧する計画であることも確認しております。</p> <p>以上5件、農地転用許可基準から転用はやむを得ないものと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。</p>

議 長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	推進委員の昆野裕子です。1月15日午前、農業委員2名、推進委員2名、事務局2名の計6名で現地を確認いたしました。場所は●●町●●●●地区で、事務局の説明のとおりです。これまで転用で譲受人が経営している無人精米所として貸し借りをしていたのですが、今回は永久転用として貸し出すもので、何ら問題ないことを確認しました。以上です。
議 長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●町の山口です。住宅転用ですけれども以前から3、4回継続で見ている遊休農地だったのですけれども、今はすでに住宅が立ち並んでいて宅地転用が妥当ではないかと。地主も農地にする意思はないようで、宅地転用が良いのではないかと。3番も市営住宅の端にあって遊休農地というか雑種地で、ただ置いていても何もできないので■■■■■を設置する、ただ、面積で見ればこれで採算は合うのかなという感じはしましたけれども、本人がやるということですので良としました。以上です。よろしくお願いします。
議 長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●地区推進委員の菊池妙子です。15日に農業委員3名、推進委員2名で現地確認をしました。事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。
議 長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
3 番 委 員	3番、多田です。1番ですが、確認ですが、譲受人は前にもこれをやっていたということですがすけれども、個人の方ですか。業者の方ではなく個人でよろしいですか。
農 地 係 長	個人です。
議 長	3番、多田委員、よろしいですか。
3 番 委 員	はい。
議 長	その他質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第60号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【その他】 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	事務局からありませんか。

事務局次長	委員の皆様へ封筒に入れて、毎度毎度ですが、活動報告書をお配りしてました。2月分の報告書の用紙です。3月10日までご提出お願いします。
事務局長	事務事業経過報告書の様式の中に今回、活動区分というのを間に入れました。農業委員、推進委員の皆様から活動報告書を出していただけていますが、その時に番号を書くのが大変な場合もありますので、あらかじめ表しました。参考になさってください。例えば1番のエゴマについては活動番号が17番、総会に関しては1番、農地利用最適化推進検討会は6番。よろしいでしょうか。
議長	今の内容分かりましたか。
事務局長	毎月の活動報告番号一覧表の番号を表しています。以上です。
議長	閉じてよろしいでしょうか。 [「はい」と呼ぶ者あり]
議長	【閉会】 以上をもちまして、第132回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦勞様でした。
	午後2時47分閉会
	署名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。 令和 年 月 日 遠野市農業委員 番 _____ 同 番 _____ 遠野市農業委員会会長 _____